

評価項目一覧

工事名: 令和3年度 防災・安全交付金事業 市道上之庄百々池線外1線舗装修繕工事

評価項目			評価内容	配点	備考 (詳細はガイドラインをご覧ください)	
大項目	中項目	小項目				
地域案件	地域精進度	本店所在地	市内に本店を有する	1		
			上記以外	0		
地域貢献度	災害協定の有無		災害協定を締結している	0.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害協定の締結の有無を判断します。</li> <li>災害協定は、伊賀市との災害協定を対象とします。(具体的には、「地震・風水害等の緊急時における協定」若しくは「災害時における水道施設の緊急復旧工事等に関する基本協定」です。)</li> <li>団体での加入は、協定書の写し及びその団体に加入している証明書(証明日が令和3年4月1日以降のもの)を添付してください。</li> </ul>	
			災害協定を締結していない	0		
	雪氷対策業務実績		過去5年間に実績を有する	0.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去5年間とは、平成28年4月1日以降に契約締結を行った案件を指します。</li> <li>評価の対象となる案件は、履行場所が伊賀市内かつ、発注元が公共団体の元請のものとなります。</li> <li>契約締結状況がわかる書類を添付してください。</li> </ul>	
			過去5年間に実績を有さない	0		
	市内業者による施工		下請等を含め80%以上を市内業者で施工する	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>自社及び地元下請業者への下請金額が占める割合を評価します。</li> <li>市内業者とは、市内に本店を有する者を指します。</li> <li>当該評価項目の申請内容については、契約後、施工体制台帳、部分下請負通知書等により下請負者を確認します。</li> <li>後日虚偽の申告が判明した場合、ペナルティの対象となります。</li> </ul>	
			下請等を含め70%以上80%未満を市内業者で施工する	0.5		
			下請等を含め70%未満を市内業者で施工する	0		
	社会的責任度	次世代育成支援活動		就業規則において育児休業制度が整備されている	0.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業制度の就業規則への規定の有無を確認します。</li> <li>就業規則の写しを添付してください。(労働基準監督署の受付印が確認できるもの。)</li> </ul>
				就業規則において育児休業制度が整備されていない	0	
		障がい者雇用実績		障がい者の雇用を行っている	0.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>「障害者の雇用の促進に関する法律」に定める法定雇用を基準とするものではありません。</li> <li>1人以上の常時雇用を行っている者を対象とします。</li> <li>確認は、障害者手帳の写しや手帳番号により確認します。</li> <li>雇用が確認できる書類(保険証の写しなど)も合わせて提出してください。</li> </ul>
障がい者の雇用を行っていない				0		
ISO14001又はM-EMS			ISO14001又はM-EMSの認証を受けている	0.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証取得の有無により評価します。</li> <li>確認は、評価機関による登録証等の写しの提出により行います。</li> </ul>	
			ISO14001又はM-EMSの認証を受けていない	0		
労働福祉の状況			経営事項審査の労働福祉の状況で30点以上である	0.5	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の労働福祉の状況を確認します。</li> <li>公告に記載の基準日以降の、経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の写しの提出により確認します。</li> </ul>	
			上記以外	0		
人権政策への取組み			人権講演会等へ参加した	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年・令和元年・令和2年度に開催した対象となる人権講演会等への参加状況により評価します。</li> <li>配点は、点数積み上げ方式で上限を1点とします。(講演会・セミナー等:1人1回につき0.05点、連続講座:1人につき0.5点)</li> <li>総合評価での人権政策評価点数通知書(写)を添付してください。</li> </ul>	
			5	5		
	人権講演会等へ参加していない		0			
工事実績		過去15年間に元請で国、特殊法人等又は地方公共団体発注の請負金額3,000万円以上の同種工事の施工実績がある	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>同種工事1件の施工実績を評価します。</li> <li>同種工事とは、発注時に入札参加要件とする業種を指します。</li> <li>請負金額は、最終金額(変更契約後)で判断します。減額要領により下回った案件は含みません。</li> <li>JVの構成員としての実績も評価します。(ただし出資比率分)</li> <li>竣工登録工事受領カルテ、契約書、完成認定書、発注者の証明、請負代金の入金証明等、確認できしいずれかの書類の提出により評価します。(JV構成員の場合は確認できる書類)</li> <li>過去15年間とは、平成18年度以降に完成した工事を指します。</li> </ul>		
		過去15年間に元請で国、特殊法人等又は地方公共団体発注の請負金額2,500万円以上2,000万円未満の同種工事の施工実績がある	1.5			
		過去15年間に元請で国、特殊法人等又は地方公共団体発注の請負金額2,000万円以上2,500万円未満の同種工事の施工実績がある	1			
		過去15年間に元請で国、特殊法人等又は地方公共団体発注の請負金額1,500万円以上2,000万円未満の同種工事の施工実績がある	0.5			
		上記以外	0			
企業の技術力等	平均工事成績	配点=(過去5年間の同種工事の工事成績平均点-70点)×2/15	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊賀市の工事成績評定を対象とします。</li> <li>過去5年間とは、平成28・29・30・令和元・令和2年度に完成した工事を指します。</li> <li>同種工事とは、発注時に入札参加要件とする業種を指します。</li> <li>JV工事の成績評定については、代表者、構成員ともに自企業の当該業種に算入します。</li> <li>工事成績平均点は、小数点以下切り捨てとします。</li> <li>配点は小数点第2位以下切り捨てとします。</li> <li>過去5年間の工事成績評定が存在しない場合は配点0点とします。</li> </ul>		
		※85点以上の場合			5	
		※70点以下の場合			0	
ISO9000s		ISO9000sの認証を受けている	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証取得の有無により評価します。</li> <li>確認は、評価機関による登録証等の写しの提出により行います。</li> </ul>		
		ISO9000sの認証を受けていない	0			
技術者案件	CPD(継続学習制度)	配置予定技術者のCPD取組実績	各団体が発行するCPDの合計取得単位数が、推奨単位数以上である	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置予定技術者が建設系CPD協議会加盟団体に証明、認定されたCPD単位の取得状況により評価します(確認は加盟団体が発行した、学習履歴証明書等の写しの提出により行います。)</li> <li>取得単位の評価は加盟団体のいずれか1団体の証明書等により行います。</li> <li>証明発行団体以外の取得単位数は、CPD単位の相互承認を受け、証明書発行団体の証明に含めることも可能とします。</li> <li>評価対象期間は、平成30年4月1日から令和3年3月31日の3年間に取得した合計単位数を評価の対象とします。</li> </ul>	
			各団体が発行するCPDの合計取得単位数が、推奨単位数の1/2以上である	0.5		
			上記以外	0		
その他	過去の実績	過去の契約履行状況	過去2年間に契約違反や契約解除が存在しない	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去2年間とは、平成31年4月1日以降を指します。</li> <li>該当1件につき、加算点満点の1割を減点します。</li> <li>過去2年間に伊賀市が総合評価方式で発注した工事において、技術提案に不履行があった場合も、「総合評価方式技術提案履行確定通知書」に記載した減点を行います。</li> </ul>	
			過去2年間に契約違反や契約解除が存在する	△加算点満点×1割×件数		
加算点満点			12	※記載してある提出書類・添付書類は、落札候補となった場合のみ提出してください。		

本件工事で技術提案又は施工体制確認資料に記載の内容について、不履行があった場合、本件工事完成年度の翌年度及び翌々年度に伊賀市が発注する総合評価方式案件(以下「発注工事」という。))において、貴社の加算点から発注工事の加算点満点の1割を減点します。なお、貴社が特定JV又は経常JVの構成員である場合についても、発注工事の加算点満点の1割を減点します。